

年金生活者等支援臨時福祉給付金（低所得の高齢者向け）について

賃金の引上げ恩恵が及びにくい低年金受給者への支援し、平成28年前半の個人消費の下支えを行うため給付金の支給を実施します。

●給付対象者

- ・平成28年度中に65歳以上である方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）
- ・平成27年1月1日において、羅臼町に住民登録がある方。
- ・平成27年度町民税（均等割）が課税されていない。また、町民税が課税される方に税法上の扶養をされていない方。
- ・生活保護制度等の被保護者となっていない方。

●支給金額

対象一人につき 30,000円（1回限り）

●手続き方法

役場1階保健福祉課窓口にて申請してください。



申請受付期間は平成28年5月9日から平成28年8月9日です。

受付終了後は、やむを得ない場合以外は申請を受付できませんのでご注意ください。また、申請いただいても、審査の結果給付金が支払われない場合があります。

●配偶者からの暴力を理由に避難している方へ

配偶者からの暴力を理由に羅臼町に避難している方で、一定の要件を満たす方は、必要な手続きをしていただくことにより給付申請を行うことができる場合がありますので、ご確認ください。

●ご注意（振り込め詐欺にご注意ください！）

給付に関して、町や厚生労働省などがATMの操作やメールでの手続きのお願いをすること、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

町職員などを装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐欺」には十分ご注意ください。

【給付金のお問合わせ】

保健福祉課 社会福祉係 電話 0153-87-2161 Fax0153-87-2358